

第29回多職種連携医療・福祉セミナー

『2024年度制度改定を理解するリハビリ・栄養管理・口腔管理の統合的アプローチ』

在宅で過ごすための食支援 ～管理栄養士の在宅訪問の実際～



きらり健康生活協同組合 須川診療所
管理栄養士 百田理加



理学療法士

検査技師

放射線技師

事務

看護師

医師

管理栄養士

歯科衛生士

作業療法士

多職種連携



●事業内容

家庭と地域に身近なプライマリ・ケアの提供
その方が健康な時から継続的に関わり、
いつまでも健やかな暮らしを送れるよう
「保健」「医療」「福祉」が一体となった
包括的なヘルスケアサービスを提供



医療機関としては「地域活動」が特徴の一つです！

今日お話しすること

1. 「栄養士」と「管理栄養士」について

2. 診療所における管理栄養士業務

3. 訪問栄養指導のケース紹介

4. 訪問栄養指導の現状



「栄養士」と「管理栄養士」の違いって？

	栄養士	管理栄養士
どんな資格？	都道府県知事の免許を受けた資格 (＝卒業と同時に取得できる)	厚生労働大臣の免許を受けた国家資格 (＝国家試験に合格したら取得できる)
対象は？	主に健康な方	健康な方 病気を患っている方 高齢で食事がとりづらくなっている方
何をするの？	健康維持のための栄養指導 給食の運営	専門的な知識と技術を持って 療養援助の一環としての栄養指導や 給食管理、栄養管理

「栄養士」と「管理栄養士」の職場は？



医療施設

老人福祉施設

介護保険施設

児童福祉施設

スポーツ関係



小・中学校

行政機関

地域活動

企業

試験研究機関等



乳幼児期から高齢期まであらゆるライフステージに関わることができます



2. 診療所における **管理栄養士業務**



保健

●事業内容

健康づくりのサポート（健康チェック・健康教室など）
健康診断（病気の予防・早期発見）

●管理栄養士業務

- ①**特定保健指導**→健康診断を受けた方へ疾患予防のための指導
- ②**地域・食育活動**→子供からお年寄りまで、
地域の方へ向けた学習会や食育

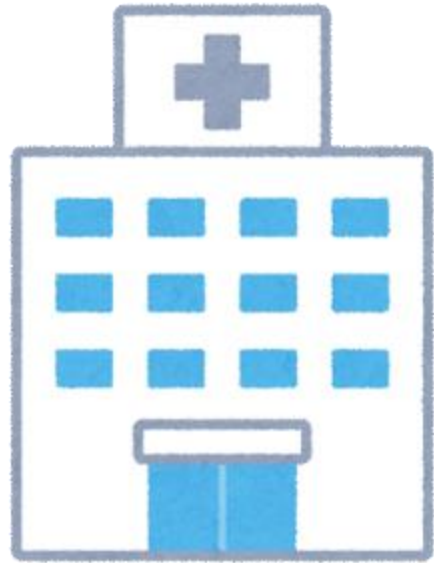
医療

●事業内容

診療・様々な医療機器による各種検査
訪問診療・訪問リハビリテーション

●管理栄養士業務

- ①**外来栄養食事指導**→通院されている方へ
疾患に対する食事指導
- ②**訪問栄養食事指導**→在宅での支援が必要な方へ
ご自宅で行う食事指導



- 医師の指示
- 療養上（※） **必要な栄養や食事の管理及び指導**
- 通院中の患者

（※） 高血圧、脂質異常症、糖尿病、腎臓病、
痛風…などの生活習慣病や
「低栄養や嚥下障害」も対象



- 医師の指示
- 外来に通院することが困難な方
在宅での支援が必要な方
- 管理栄養士が**自宅に訪問**して行う
- 生活の場で行うため、生活環境を確認できる
- 主に介護者であるご家族への指導が多い



- 疾患に対する食事内容や、食事形態などの指導
- 食事摂取量と栄養状態の確認
- 病態や食の好み、周りのサポート等を考慮した
- 栄養補助食品の紹介、使用方法のアドバイス
- その他、療養生活に関わる様々な相談

福祉

●事業内容

介護予防のリハビリテーション・介護予防教室

●管理栄養士業務

・栄養改善、介護予防

→高齢者を対象としたリハビリや介護予防への介入



- 要支援 & 要介護になる可能性が高い高齢者へ
 - デイサービスで個別指導や教室で集団指導
- *リハビリ学校「リハシューレ」を開設
- 「運動」「口腔ケア」「栄養」3本柱で実施

リハビリの学校「リハシューレ」



運動

作業療法士
理学療法士

栄養



口腔ケア

歯科衛生士
管理栄養士

1. 「居宅療養管理指導」とは

通院などが困難な方のご自宅（施設）に管理栄養士が訪問し、食生活や栄養に関する様々な相談にのります。食事や食べることを通して、健やかな在宅生活を応援します。

※居宅療養管理指導を受ける場合には、医師の指示が必要になります。

2. 対象者

- 通院が困難な方 （外来通院していても付添いが必要な方は対象）
 - 65歳以上の高齢者で要介護1以上の認定を受けている方
 - ＊40～64歳の方でも特定疾病により要介護1以上の認定を受けている方は対象
 - 下記のような在宅療養者
 - 腎臓病、糖尿病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、膵臓病、脂質異常症、痛風、心臓病、肥満症、高血圧症、消化器系の術後などの特別な治療食が必要になる方
 - 低栄養（やせ、体重減少、アルブミンが低いなど）と診断された方
 - 噛む、飲み込むことが難しい方（摂食・嚥下障害）
- ※主治医が外部の場合も利用可能です
(ケアマネージャーが仲介して指示書を依頼してください)

3. 指導内容

- 食事摂取量と栄養状態のチェック
 - 疾患に対する食事内容の指導、相談
 - 栄養状態改善のための食事内容、食事量の提案
 - 栄養補助食品の提案
 - 食べやすい、飲み込みやすい食事内容の提案
 - 必要に応じた調理指導
 - その他、買い物指導、ヘルパーさんへの指導など、食事療養生活に関わる様々な相談
- ※医師の指示に基づいた栄養管理

4. 利用回数

月2回まで利用可能

＊ 1回の訪問は30分以上（～1時間が目安）

＊ 利用期間は数ヶ月～数年間と必要に応じて様々です

5. 費用

- ・介護保険を利用する場合

訪問1回 1割負担の場合→ 530円

 3割負担の場合→ 1,590円

※単一建物居住者が複数人の場合には料金が異なります。

(同居家族・施設など)

- ・利用者の利用単位数に関わらず、居宅療養管理指導料は介護給付の対象となります。

- ・利用料の他に、食材などの実費もかかる場合があります。

利用の流れ

①ケアマネージャーまたは医師に相談

最初にケアマネージャーに相談をした場合は、サービスの必要性を判断し、ケアマネージャーが診療所の担当看護師または地域連携室に連絡します（看護師から医師へ連絡）。最初に医師へ相談した場合も同様に、必要性に応じて診療所の担当看護師が間に入りケアマネージャーとの連携を行います。

②ケアプランの作成

医師と相談し利用頻度や内容を決定。必要に応じて医師が管理栄養士へ訪問指示を行います。

※居宅療養管理指導はケアプランになくても利用可能なサービスですが、

基本的には他の介護保険サービス同様にケアプランを作成するのが一般的です。

③契約後、サービス利用開始サービス内容や注意事項を確認の上、 契約、契約後にサービス利用開始となります。

各担当者の集まる会議
療養者・介護者（家族）の要望

主治医の指示

訪問栄養食事指導の依頼

指示書とケアプランを元に
栄養ケア計画を作成

◎プランに沿って訪問
◎モニタリングを行い、修正・補正し、
目標達成を目指す

評価



担当看護師、ケアマネージャー
など関連職種と連携

◎依頼元への報告
◎各担当者の集まる会議に出席
◎医事課に実施伝票を提出
（給付請求）

継続

終了



3. 訪問栄養指導ケース紹介



訪問栄養食事指導

ケース紹介

- ①認知症で経口摂取が難しくなった患者様
家族がおはぎを食べさせたいとのことで訪問
- ②介護度4、寝たきりの女性
2型糖尿病あり血糖が高いので食事の振り返りで訪問
- ③誤嚥性肺炎後、看取りとなり自宅へ退院
多職種の間わりで現在は元気になり、リハビリに参加しています





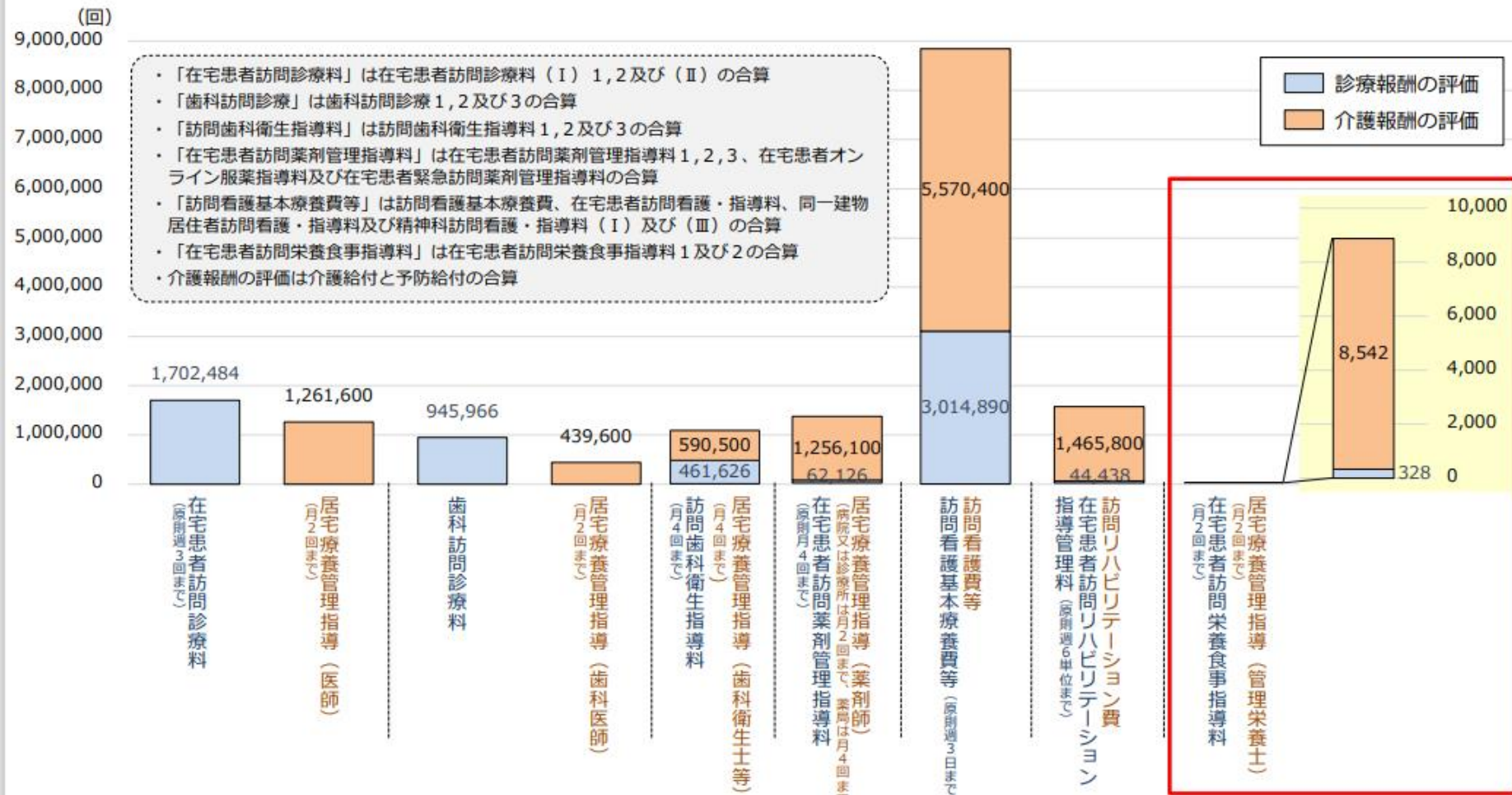
4. 訪問栄養指導の現状



各職種が行う在宅医療等に係る報酬の算定回数の比較

中医協 総 - 2
5 . 7 . 1 2

○ 在宅患者訪問栄養食事指導料及び管理栄養士による居宅療養管理指導は、算定回数が少ない。



※各職種が行う在宅医療等に係る診療や指導等の一月あたりの算定回数については、月あたりの算定可能な回数に差があるため単純比較は困難であることに留意。

※居宅療養管理指導 (医師) 及び居宅療養管理指導 (歯科医師) は訪問診療又は往診を行った日に限って算定可能なため積み上げていない。

出典: 社会医療診療行為別統計 (令和3年6月審査分)、介護給付費等実態統計 (令和3年6月審査分)、訪問看護療養費実態調査 (令和3年6月審査分より推計) **104**

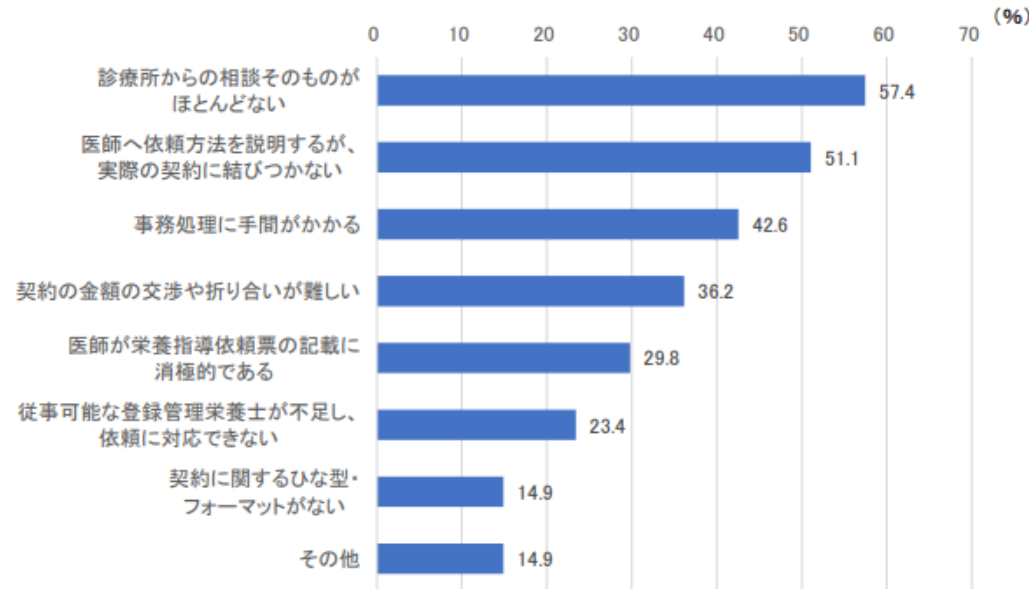
栄養ケア・ステーションと診療所との連携

- 診療報酬で連携が評価されている栄養ケア・ステーション(栄養CS)は、47都道府県栄養士会に設置されており、全国で拠点数は110か所、登録管理栄養士数は4,625人(2022年度)である。
- 訪問栄養食事指導(診療報酬・介護報酬)に関する診療所との契約実績がある都道府県栄養CSは約4割であり、契約締結の課題としては、「診療所からの相談そのものがほとんどない」、「医師へ依頼方法を説明するが、実際の契約に結びつかない」、「事務処理に手間がかかる」の順が多い。

■ 訪問栄養食事指導(診療報酬・介護報酬)に関する診療所との契約実績

実績有り 18 / 47 都道府県栄養CS
(38.3%)

■ 診療所との契約締結における課題 (n=47 都道府県栄養CS)



出典: 2023年度都道府県栄養士会栄養ケア・ステーション実態調査(日本栄養士会)

栄養ケア・ステーション活用の流れ



出典: 日本栄養士会ホームページ

109

- 第8次医療計画においては、在宅医療の提供体制のうち訪問栄養食事指導を充実させるために、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、栄養ケア・ステーション等の活用も含めた体制整備を行うことが求められている。

2 在宅医療の提供体制

(2) 日常の療養生活の支援

⑥ 訪問栄養食事指導

在宅患者訪問栄養食事指導（医療保険）を受けた患者数は 142.5 人/月であり、実施している医療機関（病院・診療所）数は 114.7 か所である。管理栄養士による居宅療養管理指導（介護保険）を受けた患者数は 4,960 人/月であり、実施している事業所（病院・診療所）数は 1,116 か所である。また、管理栄養士による居宅療養管理指導について、65 歳以上人口 10 万人あたりの事業所数は全国平均で 31.4 か所であり、都道府県によってばらつきがみられた。

今後、訪問栄養食事指導を充実させるためには、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、管理栄養士が所属する地域密着型の拠点である栄養ケア・ステーション※等の活用も含めた体制整備を行うことが求められる。

※ 栄養ケア・ステーションには、（公社）日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」と（公社）日本栄養士会が事業者等を個別に認定する「認定栄養ケア・ステーション」がある。

福島県栄養士会HP



訪問栄養指導のご依頼・ご相談は「お問い合わせフォーム」へ

ご清聴ありがとうございました。

